

廃炉発官 R 3 第 1 9 1 号  
令和 4 年 1 月 1 4 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙の通り、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

柏崎刈羽原子力発電所の I D カード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案への対策として核物質防護部門の組織体制見直しに伴い、下記の通り変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第 1 編（1 号炉，2 号炉，3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置）

第 3 章 体制及び評価

第 4 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第 5 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第 7 章 放射線管理

第 5 2 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第 5 6 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第 5 7 条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

附則

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第3章 体制及び評価

第4条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第5条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第7章 放射線管理

第95条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第97条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

第98条

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

附則

- ・核物質防護部門の組織体制見直しに伴う変更

以 上

別添

## 第 1 編

( 1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

## 第3章 体制及び評価

### 第1節 保安管理体制

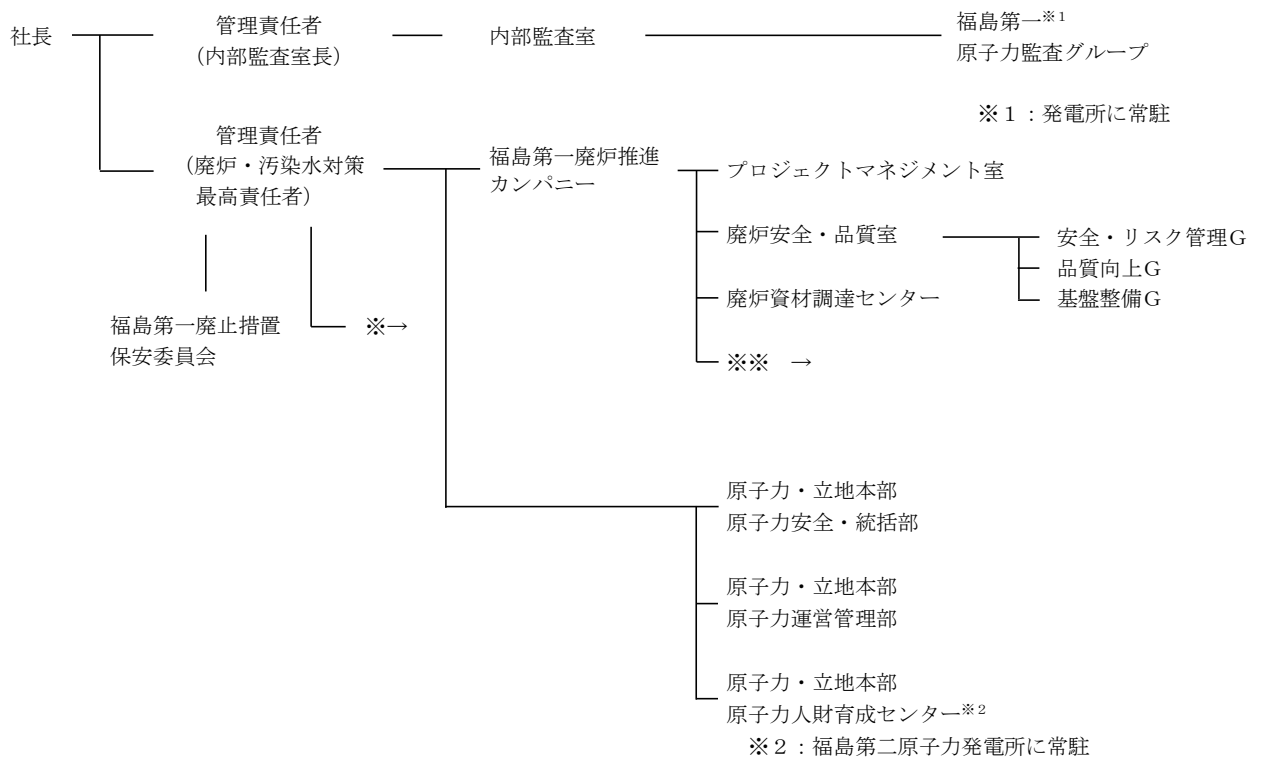
(保安に関する組織)

#### 第4条

発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4

【本社】



【福島第一原子力発電所】

※ → 原子炉主任技術者※<sup>3</sup>

※※→ 所 長

原子力発電  
保安運営委員会

電気主任技術者※<sup>3</sup>

業務統括室

セキュリティ管理部

汚染水対策プログラム部

プール燃料取り出しプログラム部

燃料デブリ取り出しプログラム部

廃棄物対策プログラム部

敷地全般管理・対応プログラム部

A L P S 処理水プログラム部

計画・設計センター

※※※

資材グループ

労務人事グループ

核セキュリティ運営管理グループ

核セキュリティ施設運用グループ

サイバーセキュリティグループ

機械技術グループ

地下水対策技術グループ

処理・貯留設備技術グループ

電気技術グループ

配電・電路グループ

計装技術グループ

通信システムグループ

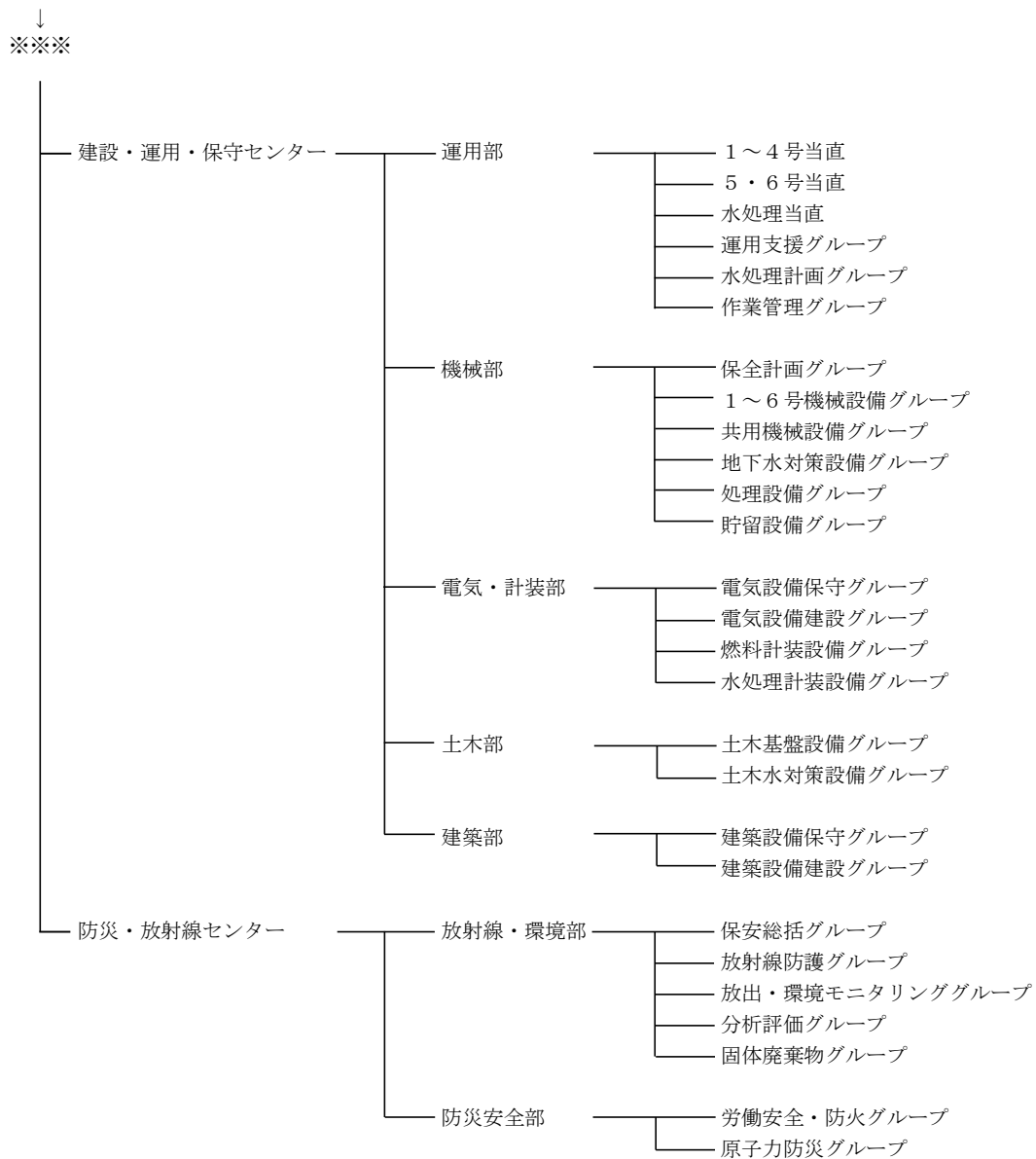
土木基盤技術グループ

土木水対策技術グループ

建築保守技術グループ

建築建設技術グループ

※<sup>3</sup>：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して  
「主任技術者」という。





(保安に関する職務)

## 第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
  - (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
  - (3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
  - (4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人材育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
  - (5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。
  - (6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。
  - (7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。
  - (8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。
  - (9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
  - (10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。
  - (11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。
  - (12) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施す

る。

- (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。
- (2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。
- (3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。
- (4) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。
- (5) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。
- (6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。
- (7) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。
- (8) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (9) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉压力容器・格納容器注水設備、原子炉压力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備及び3号機原子炉格納容器内取水設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (10) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。
- (11) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。

- (12) A L P S 処理水プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水（以下、A L P S 処理水という。）の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理、運用方法の検討に関する業務並びにこれらに係る機械設備及び土木設備の設計及び建設・設置に関する業務を行う。また、A L P S 処理水の分析の計画に関する業務を行う。
- (13) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (14) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。
- (15) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。
- (16) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (17) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (18) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。
- (19) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (20) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (21) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。
- (22) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。
- (23) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。
- (24) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (25) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。

- (26) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。
- (27) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。
- (28) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。
- (29) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡視点検、定例試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。
- (30) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。
- (31) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。
- (32) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。
- (33) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸

- 側遮水壁)、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務(運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (34) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務(地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (35) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(貯留設備)の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等(貯留設備の付帯設備)並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (36) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務(配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (37) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務(配電・電路GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (38) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務(燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (39) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、3号機原子炉格納容器内取水設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る計装設備の建設・設置に関する業務を行う。
- (40) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務(土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (41) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(貯留設備を除く。)、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備(処理水バッファタンク)、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋)に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(貯留設備)に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設(地下水ドレン集水設備)の運転管理に関する業務を行う。
- (42) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務(建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。)を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を

行う。

- (43) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (44) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (45) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。
- (46) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。
- (47) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。
- (48) 固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。
- (49) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。
- (50) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。

### 3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。

- (1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 本社各部長（廃炉資材調達センター所長及び原子力人材育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (3) 業務統括室長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。
- (4) 各プログラム部長は、所長を補佐し、所管するグループの業務を統括管理する。
- (5) 計画・設計センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。

- (6) 建設・運用・保守センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。
- (7) 防災・放射線センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。
- (8) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (9) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。
- (10) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。

(管理対象区域への出入管理)

## 第52条

保安総括GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者
  - (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。
2. 放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、核セキュリティ運営管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。
  3. 放射線防護GMは、管理対象区域の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。
  4. 放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、核セキュリティ運営管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。
  5. 放射線防護GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。
  6. 放射線防護GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル※<sup>1</sup>を超えないような措置を講じる。
  7. 放射線防護GMは、第48条第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。

※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。  
以下、第62条において同じ。



(保全区域)

第 56 条

保全区域は、添付 3 に示す区域とする。

2. 核セキュリティ運営管理 GM は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。

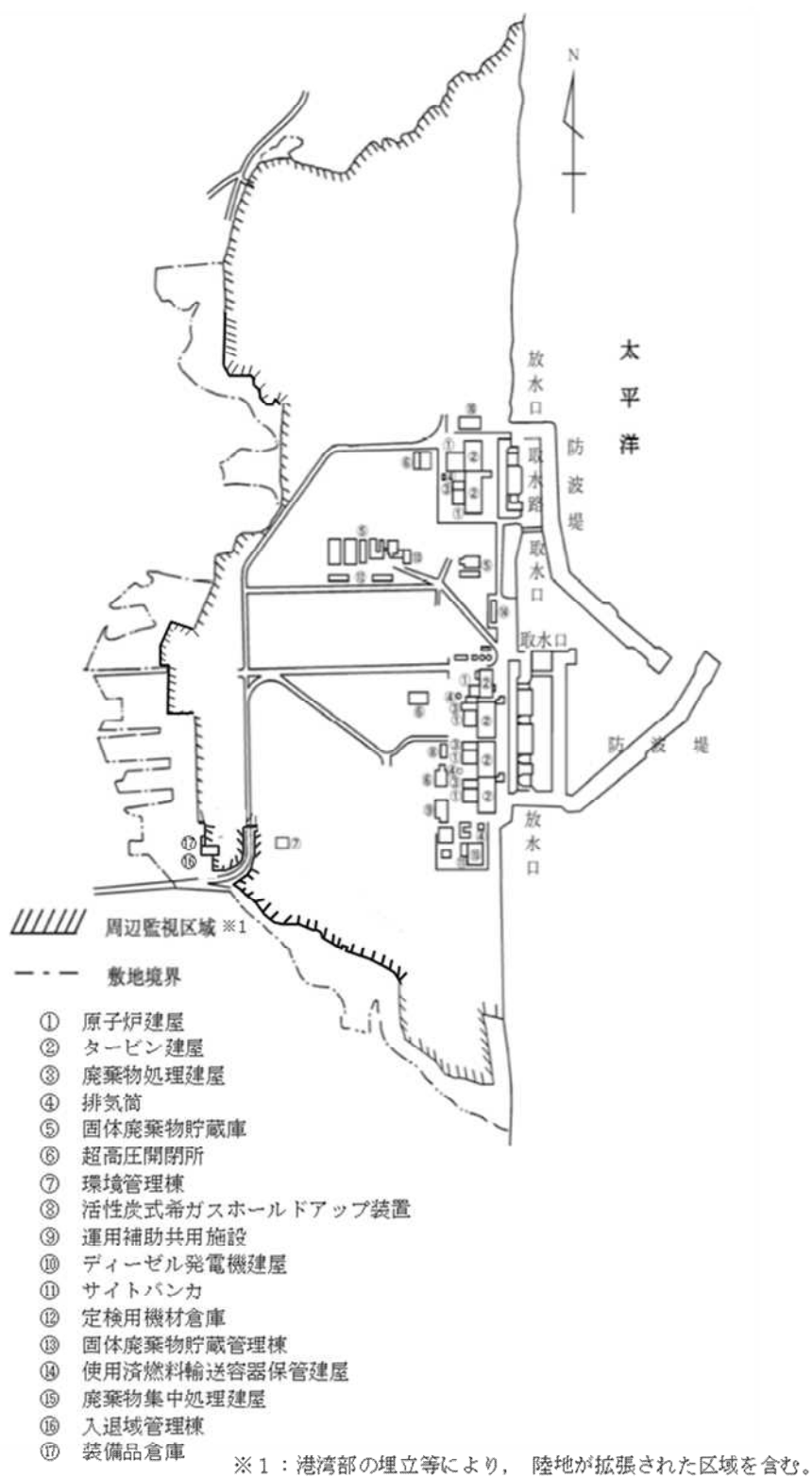
(周辺監視区域)

第 5 7 条

周辺監視区域は、図 5 7 に示す区域とする。

2. 核セキュリティ運営管理GMは、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

図 5 7



## 附 則

附則（ ）

（施行期日）

### 第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 30 日以内に施行する。

2. 第 4 条、第 5 条、第 5 2 条、第 5 6 条及び第 5 7 条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和 4 年 1 月 1 4 日付にて申請した福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（Ⅳ 特定核燃料物質の防護）変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より 30 日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 3 年 1 1 月 1 1 日 原規規発第 2111112 号）

（施行期日）

### 第 1 条

2. 第 5 7 条の図 5 7、第 6 0 条の図 6 0、添付 1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付 2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第 1 棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付 1（管理区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第 1 棟及び放射性物質分析・研究施設第 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第 1 棟及び放射性物質分析・研究施設第 1 棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。
4. 添付 1（管理区域図）における増設焼却炉建屋（1 階・2 階）の管理区域図面及び添付 2（管理対象区域図）における増設焼却炉建屋（1 階・2 階）の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 3 年 9 月 2 2 日 原規規発第 2109223 号）

（施行期日）

### 第 1 条

2. 第 4 条及び第 5 条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和３年７月２７日 原規規発第 2107271 号）

（施行期日）

第１条

2. 第５条については、３号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和３年４月６日 原規規発第 2104063 号）

（施行期日）

第１条

2. 第５条、第３８条、第３９条及び第４２条の２については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付１（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年９月２９日 原規規発第 2009291 号）

（施行期日）

第１条

2. 第６１条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年８月３日 原規規発第 2008037 号）

（施行期日）

第１条

2. 添付１（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付２（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年５月２７日 原規規発第 2005271 号）

（施行期日）

第１条

2. 第５条、第４０条及び第４２条の２については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付１（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれ

の区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年２月１３日 原規規発第 2002134 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第５条、第３８条、第３９条及び第４２条の２の表４２の２－１における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- ４．添付１（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成３１年１月２８日 原規規発第 1901285 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第５条及び第４２条の２については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成２９年３月７日 原規規発第 1703071 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第３条、第５条及び第４２条の２については、放射性物質分析・研究施設第１棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成２８年１２月２７日 原規規発第 1612276 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第４０条の２における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成２５年８月１４日 原規福発第 1308142 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第１７条第３項及び第４項の１号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から適用する。

## 第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

## 第3章 体制及び評価

### 第1節 保安管理体制

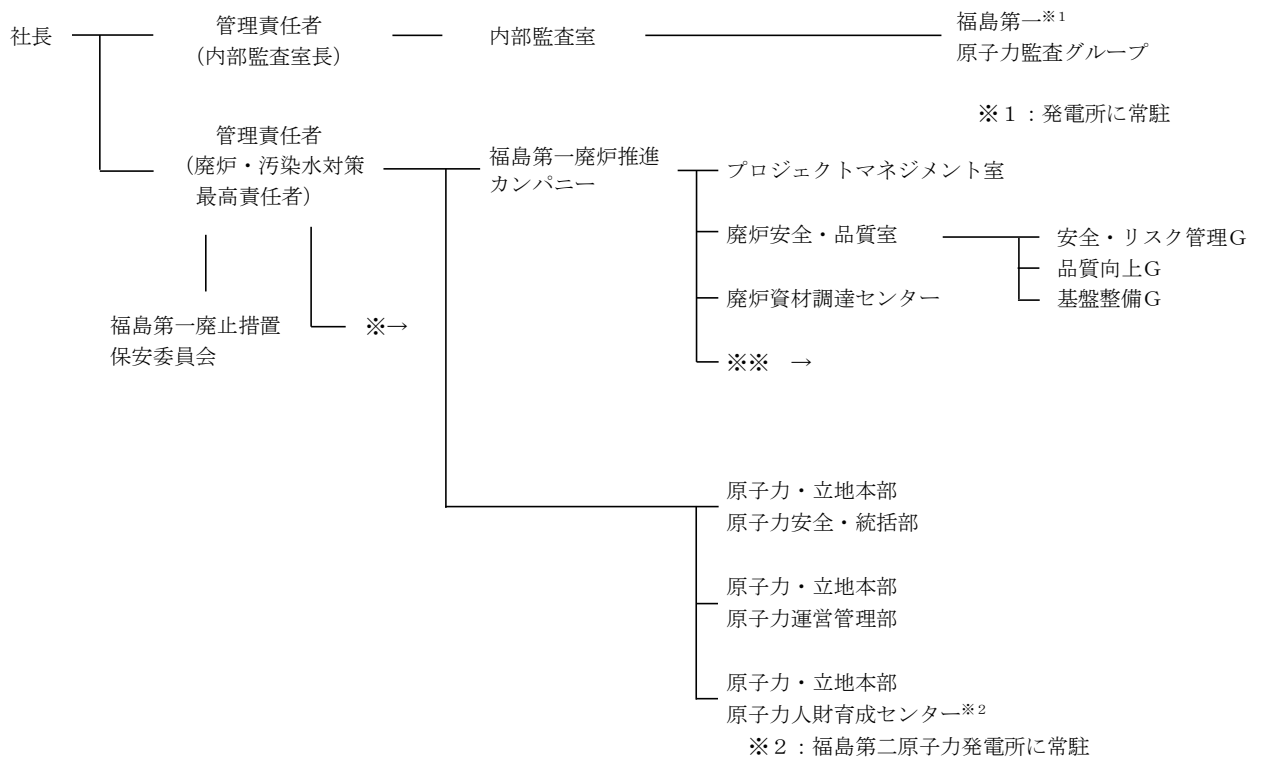
(保安に関する組織)

#### 第4条

発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4

【本社】





【福島第一原子力発電所】

※ → 原子炉主任技術者※<sup>3</sup>

※※→ 所 長

原子力発電  
保安運営委員会

電気主任技術者※<sup>3</sup>

業務統括室

セキュリティ管理部

汚染水対策プログラム部

プール燃料取り出しプログラム部

燃料デブリ取り出しプログラム部

廃棄物対策プログラム部

敷地全般管理・対応プログラム部

A L P S 処理水プログラム部

計画・設計センター

※※※

資材グループ

労務人事グループ

核セキュリティ運営管理グループ

核セキュリティ施設運用グループ

サイバーセキュリティグループ

機械技術グループ

地下水対策技術グループ

処理・貯留設備技術グループ

電気技術グループ

配電・電路グループ

計装技術グループ

通信システムグループ

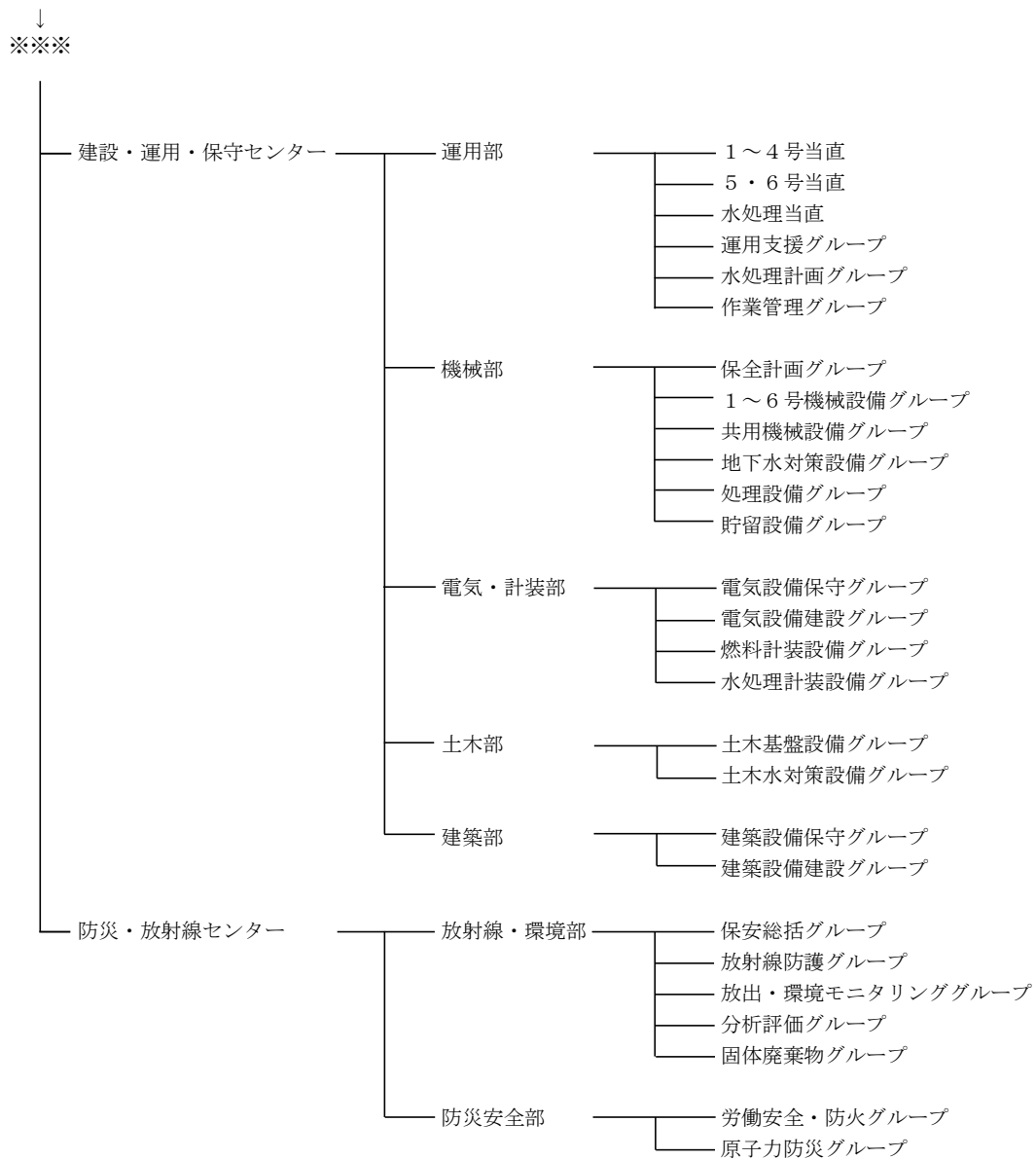
土木基盤技術グループ

土木水対策技術グループ

建築保守技術グループ

建築建設技術グループ

※<sup>3</sup>：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して  
「主任技術者」という。



(保安に関する職務)

## 第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
  - (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
  - (3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
  - (4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人材育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
  - (5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。
  - (6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。
  - (7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。
  - (8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。
  - (9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
  - (10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。
  - (11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。
  - (12) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施

する。

- (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。
- (2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。
- (3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。
- (4) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。
- (5) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。
- (6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。
- (7) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。
- (8) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (9) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉压力容器・格納容器注水設備、原子炉压力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備及び3号機原子炉格納容器内取水設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (10) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。
- (11) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。

- (12) A L P S 処理水プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水（以下、A L P S 処理水という。）の海洋放出に関連する設備のプロジェクトの計画及び管理、運用方法の検討に関する業務並びにこれらに係る機械設備及び土木設備の設計及び建設・設置に関する業務を行う。また、A L P S 処理水の分析の計画に関する業務を行う。
- (13) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (14) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。
- (15) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。
- (16) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (17) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (18) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。
- (19) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (20) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木基盤技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (21) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。
- (22) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。
- (23) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。
- (24) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (25) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。

- (26) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。
- (27) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。
- (28) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。
- (29) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡視点検、定例試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。
- (30) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。
- (31) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。
- (32) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。
- (33) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸

- 側遮水壁)、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務(運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (34) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務(地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (35) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(貯留設備)の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等(貯留設備の付帯設備)並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。
- (36) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務(配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (37) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務(配電・電路GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (38) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務(燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (39) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、3号機原子炉格納容器内取水設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ALPS処理水の海洋放出に関連する設備に係る計装設備の建設・設置に関する業務を行う。
- (40) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務(土木基盤設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。)を行う。
- (41) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(貯留設備を除く。)、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備(処理水バッファタンク)、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋)に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等(貯留設備)に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設(地下水ドレン集水設備)の運転管理に関する業務を行う。
- (42) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務(建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。)を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を

行う。

- (43) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (44) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。
- (45) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。
- (46) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。
- (47) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。
- (48) 固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。
- (49) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。
- (50) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。

### 3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。

- (1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 本社各部長（廃炉資材調達センター所長及び原子力人材育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (3) 業務統括室長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。
- (4) 各プログラム部長は、所長を補佐し、所管するグループの業務を統括管理する。
- (5) 計画・設計センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。



- (6) 建設・運用・保守センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。
- (7) 防災・放射線センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。
- (8) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (9) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。
- (10) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。

(管理対象区域への出入管理)

#### 第 9 5 条

保安総括GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者
  - (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。
2. 放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、核セキュリティ運営管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。
  3. 放射線防護GMは、管理対象区域の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。
  4. 放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、核セキュリティ運営管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。
  5. 放射線防護GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。
  6. 放射線防護GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル※<sup>1</sup>を超えないような措置を講じる。
  7. 放射線防護GMは、第93条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。

※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。  
以下、第103条において同じ。

(保全区域)

第 97 条

保全区域は、添付 3 に示す区域とする。

2. 核セキュリティ運営管理 GM は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。

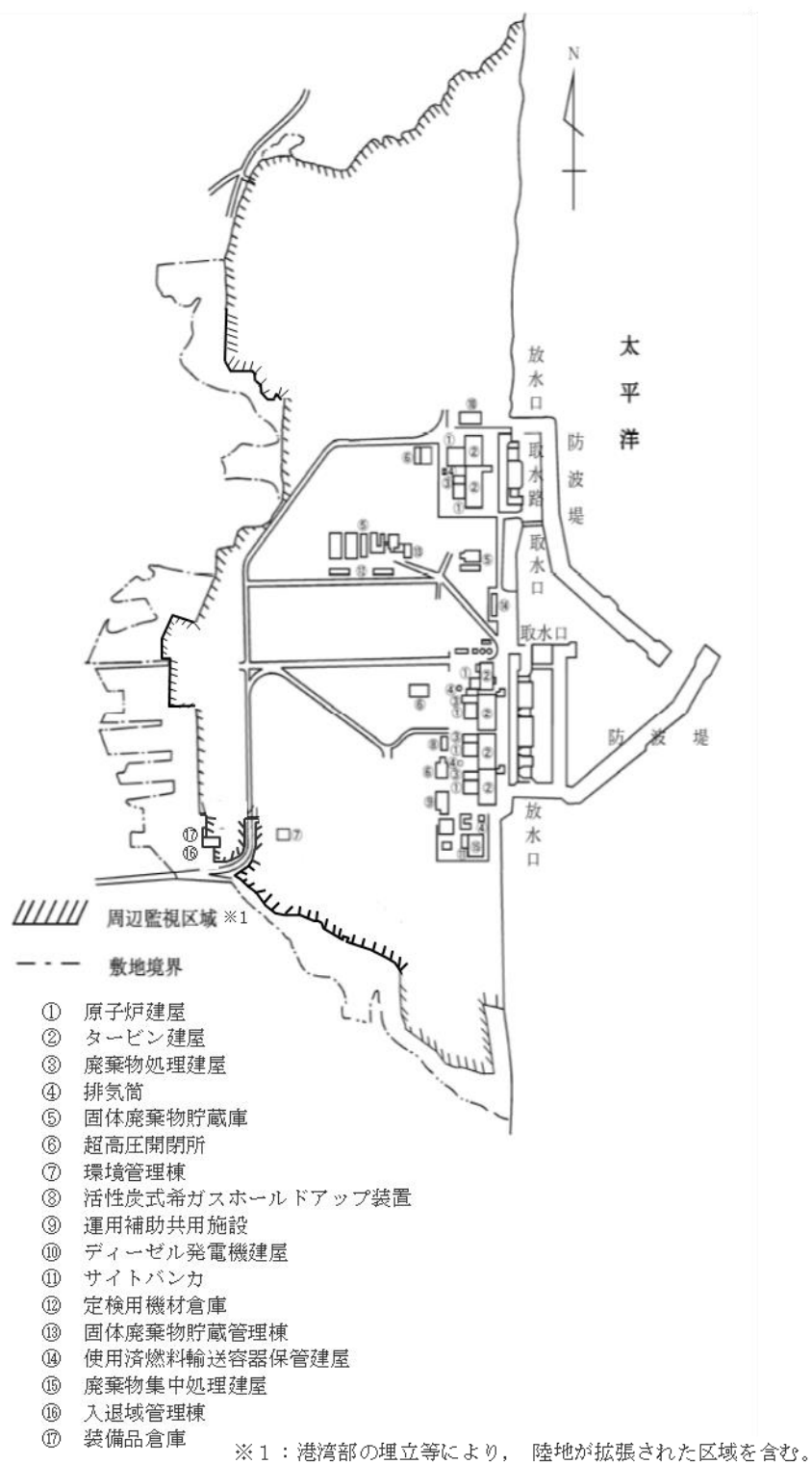
(周辺監視区域)

#### 第98条

周辺監視区域は、図98に示す区域とする。

2. 核セキュリティ運営管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

図 9 8



## 附 則

附則（ ）

（施行期日）

### 第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 30 日以内に施行する。

2. 第 4 条、第 5 条、第 9 5 条、第 9 7 条及び第 9 8 条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和 4 年 1 月 1 4 日付にて申請した福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（Ⅳ 特定核燃料物質の防護）変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より 30 日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 3 年 1 1 月 1 1 日 原規規発第 2111112 号）

（施行期日）

### 第 1 条

2. 第 9 8 条の図 9 8，第 1 0 1 条の図 1 0 1，添付 1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付 2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第 1 棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付 1（管理区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第 1 棟及び放射性物質分析・研究施設第 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図における放射性物質分析・研究施設第 1 棟及び放射性物質分析・研究施設第 1 棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。
4. 添付 1（管理区域図）における増設焼却炉建屋（1 階・2 階）の管理区域図面及び添付 2（管理対象区域図）における増設焼却炉建屋（1 階・2 階）の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 3 年 9 月 2 2 日 原規規発第 2109223 号）

（施行期日）

### 第 1 条

2. 第 4 条及び第 5 条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和３年７月２７日 原規規発第 2107271 号）

（施行期日）

第１条

2. 第５条については，３号機原子炉格納容器内取水設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和３年４月６日 原規規発第 2104063 号）

（施行期日）

第１条

2. 第５条，第８７条，第８７条の２及び第８９条については，減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。
3. 添付１（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年８月３日 原規規発第 2008037 号）

（施行期日）

第１条

2. 添付１（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付２（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年５月２７日 原規規発第 2005271 号）

（施行期日）

第１条

2. 第５条については，大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。
3. 添付１（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年２月１３日 原規規発第 2002134 号）

（施行期日）

第１条

2. 第５条，第８７条，第８７条の２及び第８９条の表８９－１における増設焼却炉建屋

排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

4. 添付 1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成 31 年 1 月 28 日 原規規発第 1901285 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成 29 年 3 月 7 日 原規規発第 1703071 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条については、放射性物質分析・研究施設第 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成 25 年 8 月 14 日 原規福発第 1308142 号）

（施行期日）

第 1 条

第 61 条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。